

「北条実時書状」の

武家々訓としての評価

佐藤 和夫

はじめに

金沢文庫古文書に收められている「北条実時書状」は「聯句集」(仮題)紙背文書である。内容については既に熊原政男氏が「金沢文庫研究」五十号に紹介された。前文であるため全体での程度の分量があったかは不明である。文末の差出人名を見ると「実——」と記してあり、宛名は越後六郎(実政)である。内容から判断して差出者も北条実時と見る事には尙ほ疑いないようである。この書状の価値は、内容がミわめて教訓的であって、鎌倉時代の武士の思想を如実に表現しているところにある。熊原氏が北条実時の「遺訓」といわれるのももつとものである。おかげで私もこの書状を「実時遺訓」として、しばしば利用させていたに在っている。

一、形態・内容

前文・後部三十二行であり、二ヶ条にすぎない。故に両条の又から実時の思想をとかく判断することはむづか

しい。しかし、後述するように両条共に武士を指揮監督する立場に在る者としての訓戒と考えられるのである。

この書状は家臣統制の心得を示している。前文の内容がどのようなものであつたかを知る事はまず不可能に近いが、どのような内容であつたにせよ、この両条は「実時書状」の主眼とするところであつたらう。それではこのような教訓が何故書かれねばならなかつたかを考えてみよう。

二、宛名と差出者

宛名は越後六郎と存している。差出者は「実——」と存しているが、内容から判断して実時である。

越後六郎なる人物は北条実政で、実時の子息であることは岡崎博士が明かにされた(金沢文庫)。このような論証を根拠として川添昭二氏は鎮西探題としての実政の活動を明らかにされた(金沢文庫研究五十六頁以下)。これらの研究をふまえて実政なる人物を見てゆくと、建長元(一一三九)年に出生し、乾元々(一一三〇、四)年

郎」北条東政とすれば差出者を当然父東時と確信する。この事は「書状」の内容から血縁者でなければ通じ得ない感情に溢れていることから疑いの余地がない。それでは東時としてこのような書状をしたためさせたものは何か。それは幕府長老として政務に任ずさわりてきた経験が、大層の慰解をものにすると同時に自己を常に客観的に見ゆる、現実的冷静な態度を養うに至ったのである。次に政治家としての東時について考えてみよう。

三、北条東時の政治生活

東時は執権北条泰時の甥として、幕政が貞永式目制定以後の文治主義方式への推移を示し、得宗専制体制確立期を迎えた時代に幕閣の重臣として政治上に大きな足跡を残した人物である。金沢文庫の設立によって武家の好學を象徵する人物として正史上に於ける評価を与えられたが、東時の好學は彼の習得した学問内容から判断する限り、単なる好争家的知識欲から出たものではなく、政治家としての現実的立場から学識の獲取及び研鑽に力めたのである。(拙稿「鎌倉武家学向の発展」の背景と意義」早大大学院文学研究科紀要十)。泰時を烏帽子親とし、文暦元(一二三四)年には若冠十一才で小侍所別当を襲職し、要職を執権体制の骨組及びする方針の一翼を担わされた。小侍所の職掌は従来(従来)の侍所から移管されたもので將軍の宿衛・供奉扈從等の(従来)、弓始射手の撲定などをを行うものであった。(試塚名)

。本来的には將軍側近に侍し、將軍目付役としての性格を持つものである。將軍実朝死後、幼少の攝家將軍頼經が鎌倉幕府の主となり、その向政子が聽政し、義時が奉行した。京都では大内守護左番の源頼茂が西面の武士により誅せられるという非常事態にあった。そのような時に將軍を庇近守護するという目的で設置されたのであった。これと併行して武家政実の様式の繁雜化するにつれて小侍所の職掌は、故典典札に通じた人物が別当になることを要求される。小侍所別当は北条執権政治を支える重要な柱としての役割を果たすものであるから一般御家人を任命することはその政治方針から云って適当でない。一門に限定するとおのずから人材適用の範圍が制限されてくる。初代別当北条重時、二代別当北条泰は文を嗜み、北条一門中での教養の高い人物であり、一族中での地位も高かつた。東時は前者以上の適任者であった。小侍所々司として得宗被官工藤光泰、及び平岡東後の名前が見られるが、彼らは文永元年二月小侍所新加叡の申沙汰、心経会奉行、法華堂供養仏事奉行、將軍行始めの儀奉行、昼番受定の奉行等これら所司により行われている。(鑑傳)。平岡東後は金沢氏東時の代からの被官である。(金沢文庫古文書)。このような例からも、金沢氏にとりては幕閣内における拠点であり、このような形で執権体制の一翼を担っていた、ということが出来る。以後順調に要職を歴任して行った。仁治二(一

二四一)年に小侍所番帳を改めて、毎番諸事芸能に堪能者を一入すの如くにした。諸事芸能とは大別すれば武芸、学問、逆芸等指すのであり(尾形松隼氏著「中世の芸能教育」)、手跡、弓馬、蹴鞠、管絃、歌曲等を含む。「諸人隨其志、可始如此一言之由被仰下、是於時依可尙詢要也、陸奥掃部助被相誡此趣於人々」(續考)と一言に堪能なる事を奨励している。「芸能」をもって幕府に仕える者には所領を与えている事が追加法に見られる程であるから(追加法、依芸能被仰仕並所領事)、かなり武士社会では名誉なものとされた。又東時自からも芸に堪能なる武士として参勤した。なお將軍上洛、参詣等の供奉については岡崎博士著「武家の興衰」巻末の北条実時一行年譜に委曲を益さず、孔ていので参照願いたい。以上のように小侍所の職掌は芸能の面にまで及んだ。武家の故実的世界においての北条氏の中心性、絶対性は源氏とは比較にならぬ程弱く、御家人社会に於ける秩序の維持統制は困難を極めたのであって、北条氏の威令はこの点に關しては充分でなかつた。このような状態を背景とした小侍所の仕事は又、多くの困難を伴つたが、別当である東時の苦惱はそのまま執権体制の苦惱を示している。武家故実の成立が武家社会の秩序の形成を意味し、それは武士の階層關係の相対性、支配方式を示すものであり執権体制に於ける故実の蘆守は、そのまま政權の護身に關連するものであり、小侍所の負う責任は重大である。武家社会の進展に伴い合

理的精神の顯現する事象は、官位による相互關係秩序の面にもあらわれてきたが、武士の任官叙位は將軍の手を経ることが絶対条件とされていた(きき鏡文治二年四月正月廿四日条、文治)。これは、「朝恩が主恩」に輕化されるものである(藤原種實「中世武家社会」)。任官叙位後は、個々人の地位の表示となつた。従来小侍所祇候人の番帳次才の宿老に依り勤否に従つた横割を官位嫡庶を論じて決定しなければならず、放生会の隨兵及び布衣の供奉人等の次才は位次々才に非ずば、行列の直行し難しという有様で、家の清花に任せ、嫡庶を分けて次才を立てるといふ従来の方法は變化したのである。このように武家社会の故実は権力者の秩序形成としてとらえられるのであって、直接この任に當つたのが小侍所であつた。正嘉二(一一二五)年六月四日將軍宗尊親王勝長壽院供養供奉の人数について仰を受けて散状を御所に持参し、加増の供奉人についての用捨并行列争を土御口中納言顯方に伺い、結局執権長時・重置政村・東時の三名で決定した。その供奉の途中筑前左衛門行佐は行列の凶に背き左上位に移り、山内藤内左衛門尉通重は鎌田兵衛尉行俊と相並はず、これにより兩名は出仕を停止されている。同じ五鶴岡放生会供奉の前駆を宮寺政員に催促したが、衣冠用意無きを理由に辞退し布衣の羽を所望している。この何れも小侍所の撰定が御家人間に威令をもつて行なわれなかつた事を示している。

実時の政治家としての資質は、泰時が孫の経時に將来
 執権たる期待を寄せ、酒宴の席上実時を師友として水魚
 の交りを好すべしと戒めを事からもうかがわれる（經時
二十五年十一月）。又実時存世中は執権政治の時代を通じて
 比較的安泰な期間ではあつたが、御家人統制の緊張感
 は依然緩和されず、一族間の主導権をめぐる暗躍はいの
 表面化するかわからなかつた。宝治元（一二四七）年六
 月三浦氏の反抗によつて乱がおこり、鎌倉市中は戦場と
 化した。その際実時は幕府警固の任を命ぜられた程であ
 つたが、翌日実時の所領六浦庄に三浦氏余党が群居して
 いるとの風聞により、実時は命ぜられて家人を派遣して
 搜索にあたらせた（經時）。この事は後年実時の嗣子顯
 時が霜月の乱に安達泰盛の女婿たる故に連座して、金沢
 氏所領下總國植生庄に籠居の身となつた事と思ひ合せ、
 得宗専制支配体制確立の為に苛酷な程一族間の犠牲を省
 みなかつた。此當時の情勢から判断して、実時にとつては一
 門の危機を招かぬない事件であつたと云えよう。（五）この事
 件で幕府は「寄合」を催しているが実時はこれに名を連
 ねて、技議に加わつてゐる（經時
二十六年）。実時在
 世中金沢氏一門に關した事件はこれだけであつたが、北
 条一族の他の一門についてはしばしば紛争が起きている。
 その都度実時が幕府の密議の一員として「寄合」政治形
 成の一役を担つてゐるのである。以下、実時の思想が政
 治活動を通じて形成されてゆく過程を知る上の道程とな

るため具体的に検討を加へる。

1. 寛元四（一二四六）年、名越光時の乱
 吾妻鏡寛元四年五月廿六日条に「於左親衛御方内。有
 御沙汰事。右馬権頭、陸奥掃部助、秋田城介等爲其象」と
 ある。この年四月一日に執権経時が卒し、弟時頼が
 跡を継いだ。その後尙もなほ五月廿四日に名越光時の謀
 反が発覚し、鎌倉中大騒動となり、光時は落飾し體憤の
 態裏をとつたため一旦事件は納まつたかに見えた。実時
 が沙汰にあつたといふのはこの事件の收拾策にいつい
 てであり、翌六月十日にも同じように「於左親衛御方、
 又有深秘沙汰、亭主、右馬権頭、陸奥掃部助、秋田城介
 等寄合、今寢被加若狹前司、内々無御停心之上可被仰意
 見之故也、此外諏訪入道、尾藤太平三郎左衛内尉参候」
（經時）とあり、一族中の主だった重臣及び御内人とし
 て得宗体制の担い手たる諏訪、尾藤等の重臣ばかりであ
 る。かかる大事が評定の議を經ず「寄合」という形でこ
 く一部の人々で催されたといふ事は合議体制の移行現象
 を示すものであつた。果して三日後の十三日に「入道
 越後守光時、陸奥配流、赴伊豆國江向宅、越後國務以下所
 帶職大半收公之、又上總介秀胤被追下上總國、有相斐事
 之由依金體頭也」（經時）といふ処分がなされた。「深
 秘沙汰」はこの処分についてであつたことは勿論である。
 この他連座した者は評定後藤基綱・前太宰少貳藤原為
 佐・三善康持等である。七日に前將軍時頼は鎌倉から京

隆聖文書建長二年）。

文永元年五月には三井寺の四天王寺別当職をめぐって山内と山上誓国の武士が争い、戒壇院をはじめ唐舎多数を焼失した（扶詒座）。その後山徒は三井寺を攻め焼き打の拳に出た。幕府はこの年十二月十四日南東から評定衆二階堂行綱・引付象宮内権大輔大江時秀の二名を使者として上洛させ、山内・寺内の張本を檢奪させた。その結果、両寺から高位の僧が捕えられた（妖始座註）。この騒動が単なる法師原の暴動でなかつた事を示していると共に幕府の強硬な態度を示している。文永二年正月の評定はかかる毅然たる幕府の態度の決定であり、この結果四月に延暦寺僧侶の山上及び坂本にて兵杖を帶すること禁止され、博采等も禁止された。八月二十一日幕府の奏請により院宣の下るところとなつて、山内僧雲快・承兼面僧正を追放し、条規を定め、座主以下僧綱は比叡山に住すること、山内領の俗輩知行の禁止、山内僧の俗輩を召仕うことの停止などを制し幕府の態度を明確に示した（天台座主記・吐着之助日本仏教史の研究中世編）。

この事件に幕府内にて実時個人の意向が如何に反映したか知る術もないが、弘長二年に奈良西大寺長老敬尊を鎌倉に招致した実績をふりかえるならば（陶康住）、宗教政策について一つの見識を有していた事は充分推察されるところである。実時が有力な一員として加わっていた事を指摘しておきたいのである。

3、文永三年宗尊親王薨立事件

吾妻鏡文永三年六月廿日条に

於相州御亭、有深秘御沙汰、相州、左京兆、越後守実時、秋田城介泰盛合会、此外人々不及参加

と見える。「深秘沙汰」が寄合の席でどのような内容にのいてのものであつたか、具体的な事情をこの記事からうかがい知るのには不可能だが、傍証として、吾妻鏡の前記六月廿日条には「今日、松殿僧正良基退出御所中隠庵有子細云々」と見えるのと、同月廿四日条に「今日、左大臣法印教徳遷世晦跡云々」とあるのが事件らしいものだが、廿六日には「近国御家人如鋒競集、餘屋満巷云々」と見える。この「深秘沙汰」の行われた直後廿三日に若宮大路の御所から親王室藤原氏とその女子とを山内殿に移し、また若宮（惟康王）を小町の相州邸に移して、七月に宗尊親王の將軍職を停止した（繪妻）。これは宗尊親王の親近に異図を抱く者がいたということによるものだが、それは親王謀反の密議を、北条教時や良基と合議したことが露見したためであるといふ事である。「統本朝直鑑」には、北条教時が親王近臣と謀つて時宗を殺そうとして良基に祈禱させた、としている。吾妻鏡の同年七月四日条には、教時が武装した武士数千騎を引よつて薬師堂の亭から塔ノ辻宿所に赴いたところ、近隣これを見ていよいよ群動したため、時宗は東郷八郎入道をやつてその行粧を制しめた。教時はいなく陳謝した、と

あるが、その後この事によつて処分を受けた様子はない。親王謀反や良基、教時らの事は何れも確証がないし、結局風聞の域を出ないようである（鎌倉御史）。しかし、閑承から朝廷（後嵯峨上皇）に宗尊親王謀反のことについて奏上した事は、善導窻文永三年六月五日条に「木工権頭親家目京都帰参、自仙洞内々有御諷詞等云々、中御所御事云々」とある事からも争突である。結局直相は不明であるが、目的は親王の將軍職からの追放にあつたのであり、廿五才の親王を廢して、わずか三才の惟康親王を將軍に推戴したことから、北条氏の意図が奈辺にあつたかがうかがわれる。これに因して実時の言動が密議の席上いかなる内容であつたか残念なり知り得ないが、このような事件の度毎に寄合の席にごく一部の親近者として名を連ねていることは、幕政の上には程重きをなしていたが、又執権体制の支柱としての信任の厚さを推察するに充分である。寄合の結果とられた処置は、寄合の一致した意志であるとするならば、実時の凡その意図をくみとれるからである。

その後の事件としては、文永元（一一七二）年に北条氏一族の時輔（時宗兄）及び教時・時章兄弟が誅され、弘安八（一一八五）年には安達盛泰父子が誅された。これらが主なものであるが、霜月の乱の時には実時既に亡く、文永九年の騒動の時には如何なる動きを示したか知る事は出来ない。

これらの直接政務に關係した事件の他に顯著な活動は、弘長二（一一六二）年に實現した西大寺敷尊の関東招請についての成功が挙げられるが、詳細な経過については「関東往還記」を、和島芳男博士の御高著（「敷尊人物誌」）、吉田文夫氏の論稿（「西大寺敷尊の東遷」）がある。御參照願うとして、左に敷尊招請の発案については、実時が主体的、積極的に人心安定のために奔走した事を認めなければなるまい。それは敷尊が鎌倉止住の場を讀縁のない寺に求め、実時は予定を変更して新清涼寺を適當として決めたが、和島芳男博士の御高著の如く忍性が予じめ將來に備えて設けた寺である（「敷尊の釈迦堂に對する遺像の原所在」、五十五頁）。かような忍性と実時との關係、敷尊在中における実時一門の歸依、從來の念仏を止めて真言律への改宗、忍性の推荐によつて称名寺・廂山に普海を迎えたり事等を考へると、敷尊の関東招請の主体者は実時であつたと推定せざるを得ない。勿論この件の背景には関東に於ける思想の混乱等があり、宗教政策の一環として考へなければならぬ（「吉田論文」）。この事は実時の思想家として、又政治家としての人間性の一その精彩を放つのである。

ここで政治家としての実時を考へる上でもう一つの記さねばならないのは「越訴奉行」の職に在つたことである。関東評定伝文永元年条によれば、

越後守平実時番頭十月廿五日為越訴奉行

秋田城介藤原泰盛十^六月廿五日^三番引付頭

とあり、武家式目抄はこれを解説して

按越訴奉行は本奉行の沙汰或は滞滞し或は偏頗の事ある時訴訟人感訴をいたすべき爲に設けられしつかさにして偏に奉行人等の私曲嫌疑を防ぐべき職掌なれば鎌倉殿の初政には置れしことなし併當時の諸奉行皆其職にかたへるが故なり、や、幕政の時にいたりて奉行の職ひたすら家々の世職となり其任に堪ざる凡庸の輩も任用せらるゝこととなりし故に非法の沙汰まゝこれあるを以て北条時宗執権の初はじめて証定衆二人を以て此職に補せられ奉行人の私曲を圧せられしなり、されば殊に其任重くし評定衆の中にても多くは北条家の親戚たる輩等用せられたり

と述べている。越訴奉行の創設を文永元年と見ておそろく尙古いあるまい。追加法では、

一諸人越訴事

右、越後守^(兼)秋田城介^(兼)奉行之時、被^(兼)棄置之輩、永不可^(兼)有其沙汰之由、先年被^(兼)定罪

と布令していることから裏付けられる。つまり、この両人の越訴奉行時代に却下された越訴は絶対受け付けないと規定し、特殊の意義を与えているのは一つの傍証となり得る(佐藤進一「鎌倉幕府訴訟」。越訴は過誤救済の手続きであり、越訴奉行はその機関である。沙汰未練書には、

一越訴沙汰事、被^(兼)成御下知後、不及覆勘者、屢越訴方ニ先御沙汰参差之由、以^(兼)委細申狀越訴頭人ニ申之、所申有其謂者、内談之時、先以^(兼)入有其沙汰、申^(兼)納付也先度御沙汰落居事書ヲ召渡後、越訴申狀勘合、内談之時、誠先度沙汰眼前有参差之儀者、被^(兼)下御教書、重^(兼)所^(兼)経御沙汰也、次才之沙汰之鉢引付同前

とあり、その手續を示している。まず越訴を提起する場合、覆勘沙汰(誤謬ありとの申立を本引付に對して行い、これに應じて再審理する手續)に及ばないものでなければならぬ。越訴は越訴状を以つて越訴頭に對して提起する。越訴頭は内容を検討して一応の理由ありと認めれば場合はこれを内談席(寄合会議)に披露し、先の落居事書(判決草案)と越訴状を勘合し、先下知(原判決)に顯然なる不当があれば御教書を下して重ねて沙汰を経しめる。沙汰を経しめる機関が引付に移送されるものであるが、当該越訴担当の奉行人選定して越訴頭の指揮において審理せしめるかは不明である。又定説もないようである。このような越訴頭としての実時の経験が、彼の直徳観とどういふ關係にあつたかの具體的な説明はできなうもないが、裁判の誤まりを再審理するといふ、いわば場合によつては原判決が覆えされることもあり、結果的には幕府の権威の失墜となりかねないのであるから、その責任者には人格、識見共に秀れた公平を重んじる人物でなければならぬ。実時にしても安達泰盛にしても、

その意味に於ては当代指折りの文武兼備の武将であつたから源氏と云えよう。以上のようなことから実時の経世家としての秀れた手腕を伺い知る。かかる経正が、彼の政治思想形成過程に大きな作用を与えた事は充分考慮してよい。

四、実時の政治思想

実時の政治思想として一貫しているものは何か。「道理」である。「実時書状」では「道理」をくわしく論じ、實踐の差別なく、賞罰を厳にし、私心なくすれば人は天の政の如く思つてうらみ及まねむところがないであらうと述べ、特に賞罰を明らかにすることを強調して

賞罰ヲ明ラカニヒサルハ、人ヲ損シ、身ヲ損スル源ニテ候也、コトサラ、貴ク重カラン者ノ罪ヲカラク行ヒ、賤カラン者ノ忠ヲ賞セラレ候ヘク候、コレ政ノ故実ニテ候也、タ、政ト申候ハ、賞罰ヲカタク、明ラカニ行マヨリホカノ事ナク候也

と繰り返して述べている。道理の観念は信賞必罰の根本原理である。道理が道理として通用するためには、万人の納得する論理、態度が明かにされなければならぬ。人の主として、公平な態度で臨むことが為政者として不可欠の条件であることは、実時の経正が如実に物語つてゐる。このような彼の思想は彼のみに特有のものではないのである。頼朝以来の政治に対する考え方の継承であり

集積であつた。鎌倉幕府為政者の政治思想については、かつて私は論じたことがあるので（「鎌倉時代武家政治の成立」と「道理」の五・六、「中世武家の家訓」）、重複は避けるが、論旨の展開上一応簡単に触れておかねばならぬ。頼朝の消息中に「諸事可被行正道」という記事がある（「徳原加文書」）。「正道」を基礎とした「右大將家之例」が貞永式目に継承されていることは改めて云うまでもない。式日記諸文では

凡評定之向於理非者不可有親疎不可有好悪、只道理之所推、心中之存知不憚、彼輩不認權内可出詞也

と明確にその態度を示し、北条泰時はその貞永元年八月弟重時宛消息中に雅務の成敗は同じ鉢の事でも人によつて軽重の出未するものであるからその基準として式系を制定したと述べている（「北條縁」）。又他の同年九月重時宛消息中にはたゞ道理の推すところにしたがふにまじ記されたとしている。そして具体的に

従者主にちうをいたし、子を々にけうあり、妻は夫に（此）したかは、人の心のまかれるをはずで、なをしきは（此）しやうして、おのつから土民あんとのはかりことにて（此）や候

とその実践的性格が示されている。式目の立法の精神とはこのような道理による実践道徳であつた。勿論、これは武家社会から見た道理であるから、それ以外の社会道徳と矛盾する場合が多い。或いは法それ自体と道理とが

一致しない場合もあった。「沙石集」には泰時の武士道徳に基づいた常識論が人々を感動させたという話をいくつかのべているが、例之は、嫡子なる者が父が翁之の余り老つてしまつた所領を父のために贖戻してやつたが父死後嫡子に譲らず弟に譲られてしまつた。そのため嫡子は鎌倉に訴訟して弟と対決したが讓狀明白なるからには弟に法的に道理ありとて安堵の下文が与えられた。泰時はこの嫡子に同情し、やがて阿所地を見つけて与えた。これをきいた人々は皆感動したといふ（訴訟人ノ蒙恩事）。この話は非常にうまく出ま過ぎていてそのまま信用するわけにはゆかぬが、しかし当時の時代観を代弁している。この話は法理論としては弟に理があることを否定できず使わざるを得ない。だが兄の面目の立つ処置も一つののであるから、結果的には道理ある取計らひと云える。「有難キ賢人ニテ、万人ノ父母タリシ人也、直理程ニ面白キ物ナシトテ、人ノ直理ヲ申ヌ事有レバ、涙ヲ流シ、感ジ申サレケルトカマシ」(沙石)といふ善者憎無住の感懐は、中世社会の倫理感の在り方を素朴な感情で表明したものと云えよう。この逸話の原型として上横手雅敬氏は延応元(一一三九)年、帆足家匠・通綱兄弟の豊後国戸幡葛蒲佐古地頭職ならびに加利屋敷についての相争(杖鼓)を挙げている(「北条泰時」一〇五頁以下)が、この事例が示すように実践的現実的武士道徳であつたと云える。このような泰時の政治思想を継承した人物として弟の

重時を考へねばなるまい。

重時の思想を具体的に示したのは有名な「六波羅殿御家訓」である。晩年に「極楽寺殿御消息」を遺しているが、現役の政治家として活躍した六波羅探題在任中に書かれた前者「六波羅殿御家訓」こそ実践的であり、具体的である。六波羅在任中の重時が、貞永式目制定に際して兄泰時より消息をおくられたことは前述した通りであり、両者の意志の交流が認められる。されば、この六波羅在任中の期向に成立した「六波羅殿御家訓」は何らかの意味で、重時の個人感情が式目制定時の武家社会の直徳感を反映させているものと考へて差支えあるまい。

何三得利アル事ナリトモ、世向ノ聞悪シカリヌヘカラム事ニム事ヲハ、百千ノ利潤ヲ捨テ、人キ、吉カラム事ニ□ハシ(対三)

という考へ方は、法と武家社会の常識の何れに優先推があるかを如実に物語るている。

実時の政治思想はこのような風潮の中に培養されてきたものである。実時が伯父泰時と支流の深かつたことは吾妻鏡に散見する(「北条時頼」一)。同じく伯父重時との思想的関係であるが、直接にはあつたかも知れないがそれを裏付ける史料はない。左後述するように「家訓」の性格や、両者がそれぞれ檀越となつた鎌倉極楽寺、称名寺の本戸関係(真言律)や政治匠の類似等(小待所定等)からかなりの共通点が見出せる。

五、武家々訓の性格

家訓は、古くは寛平御遺誡、九條殿遺誡、仏教方面では明恵上人遺訓等がある。これらが武家々訓とどのように結びつくか、今のところはっきりした手がかりを得られぬ。武家々訓と云つても部將といふべき御家人統卒の頂点にいる人物と一般御家人とは内容も異なつてくる。この点についての比較検討はさておいて、武家々訓が成立したことそのものに正史上の価値を認めなければならぬ。その意味で「六波羅殿御消息」は武士社会の最初の教訓状であるから、先ずこの材料の検討を試みる必要がある。

作者北条重時は、義時の三男として出生、承久元年七月小侍所初代別当(後語)、同二年修理権亮、貞応二年駿河守叙任、従五位下、後寛元二年従四位上に叙任、寛元二年三月六波羅探題、同三年若狭守護職、嘉禎三年相模守、宝治元年六波羅探題を辞任、鎌倉に帰り執権(時頼)座署就任、建長元年陸奥守、康元々年五十九才で出家、親寛と称す。弘長元年十一月鎌倉極楽寺別業にて卒す。六十四才。(以上重時、南東輝定位)。家柄、政治正は共に当代の部將たるにふさわしい。「六波羅殿御消息」は、その内題に「六波羅相模守教子扈口口状」とあり、六波羅在任中の嘉禎二年から宝治元年(三十九才から五十才迄)の間に書かれたと思われるから、その

向の子息を考察すると次男の長時がそれに当てはまる。

このような消息が書かれた動機には、當事者向によほどの緊迫した事情があつたものと見るのが至当である。六波羅在任中のこの期間において子息長時が直面した事態は一体何か。それは父に替つて六波羅北方に就任したことに他ならぬ。宝治元(一一四七)年迄父子は京都に滞在したが、重時が鎌倉へ帰るより先に、五月長時は將軍頼朝夫人卒去のため鎌倉へ下向している(後語)。七月、重時鎌倉へ下向、長時は上洛して父子はそれぞれ任地を異にした。承久の変後設置された六波羅探題は北条執権体制の重要な職制であるから、探題職には一内の有能な人物が任命された。素時、重時と受け継がれたこの重職を、若冠十八才の長時に課せられたのであるから、父重時にとつては不安であつたにちがいない。この心理状態は実時が実政を九州へ送る際と同様であろう。次に内容を考えてみよう。以下の分類方法は、拙稿行技訂、解説「北条重時の家訓」昭和二十二年養徳社刊、を参照した。前文と四十三ヶ条からなり、奥書に

貞和三年(三三)九月初六日於西智春坊書了

外題云奥州津竹儀教抄云々、予或所ニテ

一見セシカハ夜鶴聽訓抄ト題セリ

(花押)

とある。書写人は不明だが、鎌倉時代を去ること十四年、消息が書かれたと推定される宝治元(一一四七)年から

五年後になる。

一、封建道徳。「併、神、主、親ニ忠ヲナシ、因果ノ理ヲ知リ」(紵)。「腰刀ノサヒタルモツヘカラス、シウ、マヤノメス時、サヒカタナヲ又キテマイラゼツレハ、恩ヒヲトサル、ナリ」(紵ナ)。

主、親について述べているのはこの二条のみである。

主、親は仏、神と共に尊敬すべきであるという意味で使用されている。北条氏一内(の)部将であるから、この場合人の上に立つ心得が中心であつて、主上に対する態度を戒める必要もなかつたと想われる。「マヤカタ」(十九、二十、四)に対しての態度について「マヤカタヨリ、馬ナンドヲ得テハ、ヲリテ惣ニ手ヲカケテ、人ニトラスヘシ(ハ中略)但親カタト云トモ様ニヨルヘシ、年モ若ク、時ノキラモナク、恩モ蒙サラムニハ、餘ニ折首キヒシク敬ヘハ、兎人イカニト恩」(叶)うであろう。親方とは北条氏得宗家について云つてるのであるうか。実時の場合は爲禰子親であり、政務の上で目をかけられた姿勢がこのような対象に存るのであるう。「マヤカタニ穴貫同座スヘカラス」。「親カタノ前ニテ、アマリセハカラン所ニテ、ハサマリ井ル事、人オナキ事也」等具体的な振舞について戒めているが、封建道徳の中心思想である主従(特に従の立場)については述べていない。

二、親、兄弟、妻子

親について「親ノ言ム事ヲハ、何ニ僻事ト思トモ、一

度モタカウヘカラス、親ノ言ム事ヲ、タカヘント思ホトナラハ、其ノ所知ニ懸望事アルヘカラス」(紵ハ)と親の命令と所領相続との相対的な態度を述べている。「極楽寺殿消息」では「工藤キヤのけふくん(義訓)をハ、かりそめなりともたかへ給ふべからず」と親の絶対性を主張しているが、親権の尊重という基本的態度に変わりはない。これについて思い浮かべるのは「沙石集」の「訴訟人ノ蒙恩事」(叶)の記事である。ここでは親の財産の譲渡の絶対性を道徳として認めている。御家人社会の思想傾向を代弁している。妻子に關しては「妻子眷屬ニイタルマテ、常ニウチ味テ、怒レルスカタ(見)ニエヘカラ□」と、家長としてのきびしい態度を強調している。兄弟については嫡子、庶子の關係惣領制についてであるが「御家訓」では融れていない。当面の必要がなかつたからである。「極楽寺殿御消息」では明確に示していることから理解される。

女性關係についても「白地□モセノ許ヘ行事アルヘカラス、若我カモト無骨ナラハ、心安カラム若常ノ許ヘヨ(世)フヘシ、況ヤセノ許ニト、マル事、怒ミアルヘカラ」(紵三)と一見奇異に感ずる程慎重な戒めである。女色に溺れることによつて監督者の責任がおろそかになることをおそれた現実的な配慮からであろう。

三、部下、この重時の教訓の最大眼目は將としての態度を戒めているのであるから、当然部下について詳細な心

得が述べられている。

以下「実時書状」と比較し、その両者の類似点を求め、
「実時書状」の評価をしてみたい。(六波羅羅敏衛家訓をA、B、C、実時書状を甲乙丙…の記号であらわす)

A、召仕ハン侍、雑色、中向等マテモ、事ニ触レテ、悪サマニテ六借カラン者ヲハ仕ヘカラス…。(一条)

B、召仕ハン者、縦□マコ、ロニ□トモ、其器量ニアラサラン者ニ、大事ヲ云合ス□カラス、殊ナル大事出キタラハ、其中ニサモノシク、ヲトナシカラン人アマタニ謂合スヘシ、其徳計カタクハ、重時ニカクトイフヘシ、大事ヲ無左右我心ヒトツニ計ツレハ、何ニ

モ後難アル也(一条)

C、惣テハ^(四)アル者ニ耻ヲ与ル事停止スヘ□同ク仕フ□ノイカニ少トモ、耻アル者ノ□ヲハ□ナタラカニスハシ、召仕ヘハトテ、耻アル□ノ、子□イトシ十斗者ヘシケニイフハ□^(五)思ヘシ、□ツミ知ルヤウニ語ヲカケ云フヘ□、漏レ商テ□^(六)悦思也(一条)

(系五)

D、何ニ不便ニ思者ナリトモ、ウヘニ勝劣ヲミスヘカラス、平等ニコトヲカケアタルヘシ、タトヒ其身カラエヒ着ナリトモ、満遍三人ヲ漏サスト向ケハ、向及者感シ思也、尔リト云トモ、人シナニヨテ、差別ヲウシナウヘカラス(一条)

E、人ノ言ヲ讒言スル者アランニ、其ヲ向テ、無左右成

敗ナル事努ミアルヘカラス、何ニ不思議ニ思トモ、能

心ヲ静テ、今一方ニ、是ニヨリ徳直理ヤアルラント思ヒテ、両方ヲ向合セテ、是非ニ付テ成敗スヘシ、全ク親疎ニヨルヘカラス、父、直理ニヨルヘキ也(一条)

F、朝父ノ家中ニモ、我カフルマイヲ試ミテ、世向ニ如何サラスラント思ヒ、召仕フ若タウニモ、心中ヲミヘ

シト、此ノニノ構ハ心ニ懸テ、人ノ吉ト世向ニ云ハル^(系六)、此様ヲ懸ミ、振舞ニヨテ人ニ勝ル、ナリ(一条)

G、馬ニテアリカン時ハ、カケハシリニハ、中向・雑色ナントヲ召具スヘシ、若尾等ナカラン時ハ、ワカタク

ノ下人ノサハヤカナランヲ具スヘシ、但差シタル大事ナラスハ、夜アリキスヘカラス、縦夜ルアリ□事アラハ、聊モホソカナクヲモハム処ニハ、守カロキ若尾ニ

大カヲモ□^(系七)ニスヘシ、穴堂中向特ノ者ニハ大カモタスヘカラス(一条)

以上部下に対する教訓は右の通りである。「実時書状」でこれに当てはまる文章を抽出すると左の如くである。

甲、先トシテ、夕、上ヲカサリテハツラヒモトメタルニ

テ候、ケニ重キ職ヲモ授ケ、家中ヲモアツケラレテ候ハン時ハ、心ス覚ヲナシ、群ヲムスヒテ、主ヲクアラマシ、人ヲ損シ候ハンヌル也

乙、サテサフラフ者トモノ中ヲ箇ヒ候ニ、実直ヨノソネナル者ト蒐候向、定メ申候家中ヲアツケ、大小事ヲ仰ヒラレ合テ、ハタテナク、召ツカハレ候ヘシ、此事身

ノ器量ヲモハカラス、過分ノ望ヲ懸タルエセ物トモ、
一定ノネミ申候マト覚候、ヨクノ心得ヲレ候テ、ハ
カラヒナトサレサヒ給ハシク候

丙、サマウノ輩ハ、ナカク召ソカハルマシク候、カ、ル
エセ者ヲ召ソカフニ依テ、ヒカ事ヲモ引出、悪
又別ニ心マスキ者ヲモナテ、サネナニヘタテ
彼カ申ニ付テ、定タル事ヲモ、ミタリナトゼラレ候ハ
シ、
レテ正体ナキ事ニテ、マカテ人心クニナ
リ、家中ミタレテ、好事也、

丁、イカニ不便ニ思者ニテ候ヘトモ、ソノ器量タラサル
者ニハ、大事ヲキカゼ、拙ヲ申合ナトスル事ハ、アル
マシキ事ニテ候、婦リテ
ソノ者カ為ニモアタ
ニ成候也、ヨクヨクルエサヒ給ヘク候

以上のように「六波羅殿御家訓」と「奥時書状」の部
下統制に対する考え方には本質的差異は見られない。「
六借カラン者」(A)を使うと「吉者」が失する。「上
ヨカサリハツラヒモトメ」る者に重職を授けると「主ヲ
クラマシ、人ヲ損」(丙)じ家中の乱れる原因となる。
そうであるから「サアラウ者」をよくえらび、実直なる
者に家中をまかせ、大小事を仰せ、隔てなく召使うよう
にしなければならぬ(乙)。しかし真心のある者と云
えども「器量」足りざる者に大事を云ってはならない(B、
丁)。両者の共通点を整理すれば左の如くなる。
1、虚飾の者を使うな(A、甲)

2、公平な態度で接せよ(D、E、乙)
3、器量による差別を失うな(B、C、D、G、乙・丙
、丁)

右のような内容の規範は貞永式目は勿論、追加法にも見
られない性格のものである。戦国期とは異なり、かかる
内容が明確に公的に法文化されず、個人の見解を述べた
ものである点、当時の部將の考え方が如実に示されてい
る。

次の両者の政治観の共通点について、その特徴を指摘
しておきたい。「奥時書状」については直理による信賞
必罰の公平な判断が政治の基本原則であった、と既述し
た(註)。これが奥時の政治思想の中核をなすものであ
った。重時の政治観についてはどうか。前出の「六波羅
殿御家訓」E項では讒言する者があつた場合、報疎によ
らず、是非について成敗し、たは直理によるべきである
と云っている。当時讒言が頻繁に行われ、御家人同志の
間に暗闘のあつたことは提原景時の例等に典型的に示さ
れている(註)。追加法でも讒言については
は厳しく禁じた(註)。指揮監督に在る者
は讒言と忠言の区別に惑わされ易い。執権政治のものと
も注意すべき点の一つであつた。このような判断の基準
は「直理」に他ならぬ(註)。人の過を讒言
する者があれば、よく心を静めて、一方に直理があるよ
うでも両方を聞き合わせて、その是非について成敗せね

は存しない。それには親疎によつてではなく、臣たる道理によるべきである、という戒めは当代為政者の共通の觀念であつたといえよう。重時の場合は晩年に仏教上の慈恵に於て深く存り、その道理親も慈恵に包まれたものとなつてくる。

道理の中にひか事あり、又ひか事のうちにたうりの候、これを能く心得給ふへし、道理の中ひか事と申ハ、いかに我が身のたうりなればとて、さして我は生涯うしなふ程の事はなく、人は是によりて生涯をうしなふべきほどの事を我が道理のまゝに申、これを道理の中ひか事にて候也、又僻事の中のたうりと申ハ、人の命をうしなふべき事をハ、千方ひか事なれ共、それをあらはす事なく、人をたすけ給ふへし、是をひか事の中の道理と申也(極楽寺殿御)。

この道理親と前述の部下統制のためのきびしい戒めの「大波羅殿御家訓」中の道理親とのいかに異なる事が、大波羅探題という現実の緊張した職務遂行の中でこそ、かかる家訓が生じ得た。「実時書状」の内容も重時の場合とその正史的心理に於ける緊張感は同じであつたといふことができよう。

六、結語

以上、「実時書状」のおかれた周囲の正史的条件を具體化しなかり、核心にせまうと試みたのであつたが、

その評価は良かれ悪しかれ、中世政治思想の解体に直結する。忌憚のない御批判をさう次才である。実時のおかれた個性的環境は、北条執権政治の政治方針の枠に忠実に、しかも得宗体制の推進者として、泰時以来の政治理想の実現に熱意を傾注した結果形成されたものであつた(重時の好まはかかる政治上の意識の形成と見るべきで、頼朝の「拙稿」で鎌倉武家史同の研究にその背景と意義を「早大太学虎」)。そのような政治的理想が現実には具體化するべく為政者によつて考慮され、努力された事は、後世の武家社会の為政者にとつては、武家政治の理想像ともさうべきものであつた。北条執権政治はこの故に「善政」(禮賦)であり、戦国時代の分国法の範とたるべきものであつた。とりわけ、宗教的な色彩を濃厚に持つ「極楽寺殿御消息」はその倫理的、教訓的故に江戸時代の教訓書の手本となつた(例えは「最明寺殿教訓仮名式」思してある。拙稿「鎌倉時代武家政治の道理親」へ金沢文庫研究十一の五・六)。

「北条実時書状」は北条重時の家訓と共に武家政治の初期に於ける政治意識(為政者の)、精神生活を明らかにする代表的な史料である。今こそ武家史訓史上その史的価値を高く評価するべきである。

註

- 一、「香取神宮と北条実時父子との關係」(寧報集)
- 二、吾妻鏡承元元年七月廿五日条
- 三、吾妻鏡建暦三年二月二日条・幸田所番を設け附近抵

候人中から若能の輩を遂ぐて、時要に隨つて和漢の古事
の政治知識を披覽するため十八人の武士を三番に結
番し、北条泰時が奉行となつてゐる。この孝向所が実
時の小侍所別當就任の頃に存在したかどうか不明だが、
幕府内に若能の士を結番しておかぬはならない必要の
ありき事は事である。文永元(一二六〇)年昼番家
が定められ「其内於壯王者、哥直就鞠管絃右番弓馬跡
當以下、都以摠一芸之輩、於時依可有御要、被定結番、
去比御要之時無人之向、殊以此御沙汰出来、仍仰小侍
家、於若能之輩目六、度々被仰合相州禪門、治定云々」
(摠等)とあることから、一時機能を停止していた。

四、吾妻鏡弘長元年八月十四日条

放生云々々、重有沙汰、所謂、立隨兵并布衣供奉人等
次第、可直覽之旨、被仰越後守之處、任位次、於立次
才者、不可及子細、不然者無左右難計申之由、以景頼
被兼申之、重仰云、不可依位次、且任家之清花、且令
嫡度可立次才也者、於御侍仕堂前公卿座、越州并武祿
少卿等誰相談之、非位次才者凡難道行之向猶言上其
由、此上被止其儀云々、次中御所依可有御參被定供奉
人、是平三郎左衛門尉依可奉行下賜其散狀、如將軍家
御共着直垂者可候之、可令帶飯否有沙汰、不可然云々、
次伊勢二部左衛門尉頼綱、佐々木忠岐四部左衛門尉長
綱庵食谷事、文忠岐前司泰綱、伊勢入道行頼等就愁申
之、評定次及其沙汰有御免云々、次小野次次郎、山田

彦次郎、可備加直垂着之由被仰云々、次供奉人等於幕
中可着座次才被定之、而方御撰敷之前御專戸之外、
布衣被可候其下、除而回司着座之前、東者可為先陣隨
兵座西者可為後陣隨兵座云々

五、金沢書録殘編五類時狀

六、「外記日記」文永三年七月八日条に、良基は藤原氏
と密通したことが露顯し、「權正ハ可致流云々」と
ある。同記翌年二月十四日条に、去年その事によつて
流浪を數いて高野山で折食して死んだが、それは嘘で
内々夫婦はなつた。後にそれが露顯し藤原氏所領越前
國小坂莊を幕府に没收された、という内容の記事をの
せている。文永三年七月九日には將軍宗尊親王と謀反
のことにつき南東から飛脚が到未したという記事が見
える。「保曆問記」にも同内容の記事を載せている。
「東鑑纂補」によると親王謀反の密議を北条教時や良
基と合議した事が露顯し、親王は帰洛し、良基は高野
山に入った、とされている。一等史料ではないのでどの
程度まで真実であるか断定しかねる。